|  |
| --- |
| ほ場緑化対策事業採択基準 |

レンゲおよび景観形成作物の種子の交付

１　水田であり、実施計画書に記載されている市内農地。

２　対象面積は１ａ以上であること、ただし１筆の面積が１ａ以下の場合はこの限りで

はない。

３　レンゲ及び景観形成作物の栽培に適したほ場であること。

４　レンゲ及び景観形成作物においては、現地確認終了まで鋤きこまない確約のあるほ

場であること。

５　同一ほ場での種子の配布については、年1回限りとする。

６　景観作物作付け前後に水稲及び出荷用の野菜等を栽培しないこと。